

判決年月日	平成28年11月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成28年(ネ)10018号		
<p>○ 「他人の商品」（不正競争防止法2条1項3号）に該当するためには、「商品化」を完了していれば足り、その商品化とは、商品としての本来の機能が発揮できるなど販売を可能とする段階に至っており、かつ、それが外見的に明らかになっている必要がある。</p> <p>○ 保護期間（不正競争防止法19条1項5号ロ）の始期は、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになった時であると認めるのが相当である。</p> <p>○ 商品展示会に出展された商品は、特段の事情のない限り、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになった物品であると認められるとした事例。</p> <p>○ 応用美術品について、著作物性が否定された一例。</p>			

（関連条文）不正競争防止法2条1項3号，5条3項2号，19条1項5号イ，ロ，著作権法2条1項1号，10条1項4号

（関連する権利番号等）なし

判 決 要 旨

控訴人（一審原告）らは、本判決添付別紙の形態である試験管様の加湿器（控訴人加湿器1～3）を共同で開発したプロダクトデザイナーであり、控訴人加湿器1・2を国際展示会や国際見本市に出展したほか、平成27年1月5日ころから、控訴人加湿器3の販売を開始している。なお、出展中の控訴人加湿器1・2は、被覆されていない銅線で電源が供給されていた。

被控訴人（一審被告）は、生活雑貨の輸入等を業とする株式会社であり、平成25年9月・11月に、本判決添付別紙の形態である試験管様の加湿器（被控訴人商品）を中国から輸入し、国内の各取引先に販売した。

本件は、控訴人らが、被控訴人に対し、①被控訴人商品が控訴人加湿器1・2の形態を模倣したものであるとして、不正競争防止法違反（不正競争防止法2条1項3号）に基づいて被控訴人商品の輸入、販売等の差止等を、②控訴人加湿器1・2は美術の著作物（著作権法10条1項4号）に当たり、被控訴人商品はこれを複製・翻案したものであるとして、著作権に基づいて被控訴人商品の輸入、販売等の差止等を、③不正競争防止法違反又は著作権侵害の不法行為に基づいて損害賠償金の支払を、それぞれ求めた事案である。

原判決（東京地方裁判所平成27年（ワ）第7033号同裁判所平成28年1月14日判決）は、①控訴人加湿器1・2は、いずれも、市場における流通の対象となる物とは認められないから、不正競争防止法2条1項3号にいう「商品」に当たらない、②両加湿器は、いずれも、美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えていると認めることはでき

ないから、著作物に当たらないとして、控訴人らの各請求をいずれも棄却した。

本判決は、各争点につき、要点として下記のとおりの認定判断をして、①被控訴人商品は控訴人加湿器1・2を模倣したものであるから、不正競争防止法所定の保護期間内にされた被控訴人商品の輸入は不正競争に当たるものの、口頭弁論終結時点では上記保護期間は既に経過している、②控訴人加湿器1・2は美術の著作物とは認められないから、控訴人らは著作権を有しない、と認定判断した。その上で、本判決は、原判決を変更し、不正競争防止法違反の不法行為に基づく損害賠償請求について一部認容・一部棄却をし、不正競争防止法違反に基づく差止請求と著作権に基づく請求は全部棄却した。

1. 不正競争防止法違反に基づく請求についての認定判断

(1) 「他人の商品」（不正競争防止法2条1項3号）該当性

「商品開発者が商品化に当たって資金又は労力を投下した成果を保護するとの上記の形態模倣の禁止の趣旨にかんがみて、「他人の商品」を解釈すると、それは、資金又は労力を投下して取引の対象となし得ること、すなわち、「商品化」を完了した物品であると解するのが相当であり、当該物品が販売されているまでの必要はないものと解される。…もともと、不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を確保することによって事業者の営業上の利益を保護するものであるから（同法3条、4条参照）、取引の対象とし得る商品化は、客観的に確認できるものであって、かつ、販売に向けたものであるべきであり、量産品製造又は量産態勢の整備をする段階に至っているまでの必要はないとしても、商品としての本来の機能が発揮できるなど販売を可能とする段階に至っており、かつ、それが外見的に明らかになっている必要があると解される。」

「商品展示会は、商品を陳列して、商品の宣伝、紹介を行い、商品の販売又は商品取引の相手を探す機会を提供する場なのであるから、商品展示会に出展された商品は、特段の事情のない限り、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになったものと認めるのが相当である。…商品としてのモデルが完成したとしても、販売に当たっては、量産化などのために、それに適した形態への多少の改変が必要となるのは通常のことと考えられ、事後的にそのような改変の余地があるからといって、当該モデルが販売可能な段階に至っているとの結果を左右するものではない。」

(2) 模倣（不正競争防止法2条5項）の有無

「控訴人加湿器1は、全体としてやや細身のシャープな形状であるのに対し、被控訴人商品は、やや寸胴な形状であるとの差異を看取できる。しかしながら、…試験管を模した形状である加湿器との両製品の特徴的部分の印象は極めて強いものであり、その影響の下においては、上記差異点程度の構成比の相違は印象からほぼ排除されてしまうものと認められ、被控訴人商品と控訴人加湿器1との形態が異なるということは困難である。そうすると、被控訴人商品と控訴人加湿器1は、実質的に同一の形態を有するものというべきである。」

(3) 保護期間終了（不正競争防止法19条1項5号イ）の成否

「保護期間の始期は、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになった時であると認めるのが相当である。…また、「他人の商品」とは、保護を求める商品形態を具備した最初の商品を意味するものであり、このような商品形態を具備しつつ、若干の変更を加えた後続商品を意味するものではない。…商品展示会に出展された商品は、特段の事情のない限り、開発、商品化を完了し、販売を可能とする段階に至ったことが外見的に明らかになった物品であるから、保護期間の始期は、平成23年11月1日に控訴人らが商品展示会に控訴人加湿器1を出展した時と認めるのが相当であり、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。」

「商品の販売が可能となった状態が外見的に明らかとなった時をも含むと…解さないと、商品の販売が可能になったものの実際の販売開始が遅れると、開発、商品化を行った者は、実質的に3年を超える保護期間を享受できることになってしまうが、これは、知的創作に関する知的財産法との均衡、先行開発者と後行開発者の利害対立などの調整として、保護期間を3年に限定した形態模倣の趣旨に合致しない。」

(4) 善意無重過失（不正競争防止法19条1項5号ロ）の有無

「不正競争防止法2条1項3号の形態模倣行為が、同法19条1項5号ロの事由により不正競争に当たらないとする場合には、侵害者において、…譲受時に形態模倣商品が他人の商品を模倣したものであることについて善意無重過失であることを主張立証しなければならない。…被控訴人は、被控訴人商品の輸入の際の具体的な事情や自らの商品市場調査の有無など善意無重過失を基礎付ける事実について何ら主張立証をしていないから、被控訴人が被控訴人商品を輸入した時点において善意無重過失であったとは、認めるに足りない。」

2. 著作権法違反に基づく請求についての認定判断

「応用美術は、「美術の著作物」（著作権法10条1項4号）に属するものであるか否かが問題となる以上、著作物性を肯定するためには、それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えなければならないとしても、高度の美的鑑賞性の保有などの高い創作性の有無の判断基準を一律に設定することは相当とはいえず、著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、著作物として保護されるものと解すべきである。」

「著作権法は、表現を保護するものであり、アイデアそれ自体を保護するものではないから、単に着想に独創性があったとしても、その着想が表現に独創性を持って顕れなければ、個性が発揮されたものとはいえない。このことは、応用美術の著作物性を検討する際にも、当然にあてはまるものである。」

「加湿器をビーカーに入れた試験管から蒸気が噴き出す様子を擬したものにしようとすることは、アイデアにすぎず、それ自体は、仮に独創的であるとしても、著作権法が保護するものではない。そして、ビーカーに入れた試験管から蒸気が噴き出す様子を擬した加湿器を制作しようとするれば、ほぼ必然的に控訴人加湿器1のような全体的形状に

なるのであり、これは、アイデアをそのまま具現したものにすぎない。また、控訴人加湿器1の具体的形状、すなわち、キャップ3の長さ和本体の長さの比（試験管内の液体の上面）、本体2の直径とキャップ3の上端から本体2の下端までの長さの比（試験管の太さ）は、通常の試験管が有する形態を模したものであって、従前から知られていた試験管同様に、ありふれた形態であり、上記長さと太さの具体的比率も、既存の試験管の中からの適宜の選択にすぎないのであって、個性が発揮されたものとはいえない。」